

生駒市規則第40号

生駒市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月27日

生駒市長 山下 真

生駒市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
生駒市一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成20年6月生駒市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（公募）

第3条 任命権者は、選考に当たっては、新聞、市の広報紙、ホームページその他適切な方法により周知し、できる限り広く公募するものとする。ただし、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験が特殊である等の事情から公募により難しい場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。